

(別紙) エネルギー自立地域創出支援事業補助金の交付対象事業となる事業

1 事業の要件（全般）

- ア 認定されたエネルギー自立地域づくり計画の対象地域において実施するものであること。
- イ 認定を受けたエネルギー自立地域づくり計画を遂行するために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 設備を整備する場合は、各種法令等に準拠したものであること。
- オ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は原則として補助対象外とする。
- カ 交付を受けるエネルギー自立地域創出支援事業補助金の過半の額が、交付要綱第3条第1号に掲げる事業の実施に係るものであること。
- キ 他の補助金との併用は不可とする。ただし、市町村が自らの財源で本補助に上乘せ等を行うものを除く。
- ク 市町村が実施する事業のうち、脱炭素化推進事業債等の交付税算入のある起債を充当することのできる事業については、本事業の補助対象外とする。
- ケ 整備する設備に係る詳細設計や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。

2 交付対象事業の内容

(1) 再生可能エネルギー設備整備

ア 再エネ発電設備

- ①太陽光発電設備（10kW 以上）
- ②太陽光発電設備（10kW 未満）
- ③その他の発電設備（小水力、バイオマス等）

| | |
|--------|--|
| 事業実施主体 | 市町村 民間事業者・個人（ともに市町村からの間接交付に限る。以下同じ。） |
| 補助率等 | 1 / 2 以内（ただし、①については補助上限額 2 万円/kW、②補助上限額 3 万円/kW） |
| 交付要件 | ① 太陽光発電設備（10kW 以上）及び②太陽光発電設備（10kW 未満） a 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値が①の場合は 10kW 以上、②の場合は 10kW 未満であること。 b PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ただし、市町村が PPA により電力供給を受ける場合は、補助外とする。 c リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助 |

| | |
|--|--|
| | <p>金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>ただし、公共施設に設置するために、市町村にリースを行う場合は、補助対象外とする。</p> <p>②その他の発電設備</p> <p>d 小水力発電については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。）に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、地域住民と協議・調整を行うこと。</p> <p>e バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ。）発電については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）× 100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p> |
|--|--|

イ 熱利用設備（太陽熱、バイオマス熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等）

| | |
|------|---|
| 事業実施 | 市町村 |
| 主体 | 民間事業者・個人 |
| 補助率等 | 1 / 2 以内 |
| 交付要件 | <p>a 太陽熱利用については、太陽集熱器は、JISA4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。</p> <p>b バイオマス熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）× 100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。）</p> <p>c 未利用熱利用については、熱供給能力が温水、冷水ともに 0.10GJ/h 以上（24Mcal/h）であること。</p> <p>d 地中熱利用については、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。</p> <p>e 雪氷熱利用については、冷気・冷水の流量を調節する機能を有すること。</p> |
|--|---|

(2) 省エネルギー等設備整備

ア 建物の断熱化（既存建築物における断熱窓等への改修（窓及びドア））

| 事業実施主体 | 市町村 民間事業者・個人 | | | | | | | | |
|--------|---|--|------------------|--|-------|---------|--------|---------|--------|
| 補助率等 | 1 / 2 以内 | | | | | | | | |
| 交付要件 | <p>a 対象は(a)、(b)のいずれかに該当する既存建築物であること。</p> <p>(a) 業務用施設として活用するもの。(空き家をリノベーション改修するものも含む。)</p> <p>(b) 空き物件となっている業務用施設をリノベーション改修により住宅として活用するもの。</p> <p>b 窓については、次の(a)、(b)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシであり、複層ガラス(ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)又は真空ガラスを有するもの。</p> <p>(b) 既存窓の内側に新たに内窓を新設または既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するものであり、複層ガラス(ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)又は真空ガラスを有するもの。</p> <p>ただし、外皮部分に位置する既存外窓の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。</p> <p>なお、内窓のサッシについては木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシであること。</p> <p>c ドアについては、建築物の外壁面に設置するものであること。</p> <p>d 導入する窓及びドアの性能は以下の区分による。</p> <p>なお、窓のガラスのみの交換の場合は、既存サッシとの組合せによるもので性能を評価すること。</p> <table border="1" data-bbox="389 1756 1398 1953"> <thead> <tr> <th></th> <th>省エネルギー基準 地域区分</th> <th>熱貫流率 (Uw, Ud) [W/(m²/K)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窓又はドア</td> <td>2 または 3</td> <td>1.9 以下</td> </tr> <tr> <td>4 または 5</td> <td>2.3 以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 省エネルギー基準 地域区分 | 熱貫流率 (Uw, Ud) [W/(m ² /K)] | 窓又はドア | 2 または 3 | 1.9 以下 | 4 または 5 | 2.3 以下 |
| | 省エネルギー基準 地域区分 | 熱貫流率 (Uw, Ud) [W/(m ² /K)] | | | | | | | |
| 窓又はドア | 2 または 3 | 1.9 以下 | | | | | | | |
| | 4 または 5 | 2.3 以下 | | | | | | | |

イ 設備等の省エネ化（高効率空調設備、産業ヒートポンプ、高効率給湯機器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、高効率換気設備）

| | |
|--------|---|
| 事業実施主体 | 市町村 |
| 補助率等 | 1 / 3 以内 |
| 交付要件 | <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設であること。（公用施設は除く。） ・ 既存設備を補助対象設備へ更新するものに限る。 ・ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。 ・ 設備のエネルギー源が電気以外の場合は電化への転換を検討し、その検討結果を示すこと。 ・ 補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費のみとする。（補助対象設備の設置に伴う配線や配管、オプション設備等は補助対象外とする。） <p>【高効率空調設備、産業ヒートポンプ、高効率給湯機器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション：a を満たすこと】</p> <p>a 国の省エネルギー投資促進支援事業費補助金の「C 指定設備導入事業」において、執行団体が登録及び公表した指定設備であること。</p> <p>【高効率換気設備：b を満たすこと】</p> <p>b 平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件を全て満たすこと。</p> <p>(a) 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること。</p> <p>(b) 必要換気量（1人当たり毎時 30 m³以上※）を確保すること。</p> <p>(c) 熱交換率 60%以上（JIS B 8639 で規定）であること。</p> <p>※建築物の構造上、一人当たり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。</p> |

ウ 水素等利活用設備（アンモニア、合成メタン、合成燃料を含む）

| | |
|--------|---|
| 事業実施主体 | 市町村 民間事業者 |
| 補助率等 | 1 / 2 以内 |
| 交付要件 | <p>a CO₂ 排出実質ゼロ水素等を使用して電気や熱の両方を地域内に供給する事業であること。</p> <p>b 水素等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・使用作成を行うこと。</p> <p>c CO₂ 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。</p> |

エ EV等の導入

① EV（カーシェア）

| | |
|------------|---|
| 事業実施 主体 | 市町村 民間事業者 |
| 補助率等 | EV：30万円／台 プラグインハイブリッド自動車：10万円／台 |
| 交付要件 | <p>a 拠点で充電する電気については、再生可能エネルギー電気等とすること。</p> <p>b 次の(a)、(b)の要件のいずれかを満たすカーシェア事業であること。</p> <p>(a) 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、遊休時（業務に使用していない開庁（営業）時間外や休日等の時間帯をいう。以下同じ。）に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。</p> <p>(b) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。</p> <p>(c) (a)、(b)以外のカーシェア事業として長野県から事前に承認を得たものであること。</p> |

②EV清掃車

| | |
|------------|---|
| 事業実施 主体 | 市町村 民間事業者 |
| 補助率等 | 1／2以内 |
| 交付要件 | <p>a 拠点で充電する電気については、再生可能エネルギー電気等とすること。</p> <p>b 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。</p> |

(3) エネルギーの地産地消に向けた基盤整備等

ア 蓄電池

| | |
|------------|--|
| 事業実施 主体 | 市町村 民間事業者・個人 |
| 補助率等 | 1／2以内 |
| 交付要件 | <p>【共通】</p> <p>a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>c PPAの場合、PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>d リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明で</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>きる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>【業務用蓄電池（蓄電池容量が 10kWh より大きいもの）】 市町村の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【家庭用蓄電池（蓄電池容量が 10kWh 以下のもの）】 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるものであること。</p> |
|--|--|

イ V2H

| | |
|--------|--|
| 事業実施主体 | 市町村 民間事業者・個人 |
| 補助率等 | 1 / 2 以内 |
| 交付要件 | <p>a 充放電設備、充電設備について、再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。</p> <p>b 国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるものであること。</p> |

ウ その他基盤インフラ設備（自営線、エネルギーマネジメントシステム等）

| | |
|--------|---|
| 事業実施主体 | 市町村 民間事業者・個人 |
| 補助率等 | 1 / 2 以内 |
| 交付要件 | <p>a エネルギーマネジメントシステムについては、次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>(b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。</p> |

(4) その他設備導入等

| | |
|--------|-----------------|
| 事業実施主体 | 市町村 民間事業者・個人 |
| 補助率等 | 1 / 3 以内 |
| 交付要件 | 別途、県に相談すること。 |